

## 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

### 面積

人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成22年10月1日現在の「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

### 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

### 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚 — まだ結婚をしたことがない人

有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇人に含めた。
  - (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
  - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の（ア）、（イ）及び（ウ）は棟ごと、（エ）は中隊又は艦船ごと、（オ）は建物ごと、（カ）は一人一人である。

（ア） 寮・寄宿舍の学生・生徒

学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(イ) 病院・療養所の入院者

病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(ウ) 社会施設の入所者

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(エ) 自衛隊営舎内居住者

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(オ) 矯正施設の入所者

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(カ) その他

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

## 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

### (1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

### (2) 住宅以外

寄宿舍・寮などの生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

(1) 主世帯

「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

(2) 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

(3) 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

(4) 都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

(5) 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

(6) 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

(7) 間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち、共同住宅については、世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6階以上」の三つに区分している。

(1) 一戸建

1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

(2) 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々

に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

(3) 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

(4) その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

### 労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの

(1) 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人

(2) 就業者

調査週間中、収入（現物収入も含む。）を伴う仕事を少しでもした人

(3) 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

### 常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人

### 従業地・通学地による人口（昼間人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次のように算出された数字

昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口

### 記号及び注意

単位未満の数値を四捨五入して処理したため、内訳と総数が一致しない場合がある。統計表中の記号の使い方については、次のとおり。

【0.0】 単位未満      【-】 皆無又は該当数値なし      【…】 不詳  
【x】 該当数値はあるが、公表を差し控えたもの      【△】 減少

